

【別紙】国際クラス分け表

T51

このクラスの選手は通常、肘関節屈曲、手関節背屈の筋力がグレード5あり、肩関節の筋力は筋力低下がみられ、特に大胸筋や上腕三頭筋の筋力はグレード0~3である。通常、体幹の筋力は機能しない。

肘関節の屈筋と、手関節の背屈筋を用いて駆動する。膝の上に頭を置いて、体幹を真っすぐにして座っている。脊髄損傷の神経残存レベルC5-6レベルと同等の活動制限がある。

T33/52

T33

四肢麻痺、三肢麻痺、重度の片麻痺一中等度(非対称性または対称性)の四肢麻痺、またはより機能の良い側の障害上肢にほぼ完全な筋力があり車いすを使用する重度の片麻痺。選手がより機能の良い側の障害上肢にほぼ完全な機能を持つ片麻痺が三肢麻痺の状態を呈しない限り、このクラスにアテナーゼの選手が含まれることは稀である。自立して車いすを推進することができる。

上肢 少なくとも障害のある上肢は伸展とフォロースルーの制限がある痙性グレード2の中等度の制限。障害のある手が円筒状と球状の握りを示すことがある。

体幹 車いすを力強くプッシュする時、前方への体幹の動きは、伸展痙性によってしばしば制限される。痙性グレードは2。

下肢 痙性グレード3~4。いくつかの明らかな機能が、トランスファー時に観察することができる。介助または歩行支援用具を使って歩行ができるかもしれないが、短距離のみである。

T33とT34の違いは、車いす駆動時の体幹の動きと、手の機能が重要である。もしも、駆動動作時に、すばやい体幹運動を使うこと、または上肢運動の明らかな非対称性、もしくは握りとリリースに非常に貧しい能力を示した場合は、クラスT33である。

片上肢で車いすを駆動する場合、ロングストロークや素早い握り、リリースを行っている場合、T33である。

T52

このクラスの選手は通常、肩・肘・手関節の筋力は正常である。手指屈伸筋力は手内筋の萎縮を伴って正常ではない。駆動には肩・肘・手関節を用いている。通常、体幹筋力は機能しない。T53、T54のクラスと同じようなグローブテクニックを用いる場合もある。脊髄損傷の神経残存レベルC7-8と同等の活動制限がある。

T34/53/54

T34

両麻痺一中等度から重度。上肢と体幹の障害(制限と問題)は最小限で機能は良好。

上肢 上肢は、多くの場合、正常の機能を示す。関節可動域の最小限の制限があるが、ほぼ正常なフォロースルーが可能で、投げたり、駆動もほぼ正常である。手の機能は正常で、すべてのスポーツで見られるように、つかみやすい握りが可能である。制限があるとなれば、早く細かい運動で見られる。両麻痺は上肢よりも下肢の方がより痙性が強い。痙性グレード1~2。手、上肢、体幹を機能的に動かすことが可能である。

体幹 痙性グレード1~2。車いす駆動時の体幹の動きは最小限の制限。いくつかの選手は疲労で痙性が増強することもあるが、適切なポジショニングで克服することができる。立位時、バランスは補助器具を使用しても不良(poor)である。

下肢 中等度から重度。両下肢とも痙性グレードは3~4。通常、補助具を使用せずに長距離歩行はできない。車いすの駆動では長く、力強い駆動、素早い把持とリリースが可能である。しかし、手の細かい動きが影響を受けるかもしれない。駆動時に、これらの細かい動きは必須ではない。体幹の前方および後方の強い動きは、上肢のストロークをサポートしている。これらの体幹運動が起こらない場合には、体幹はバランスが取れており、上肢の動きのための安定性を提供している。車いすは曲線を走行する時、体幹はバランスを崩すことはない。

T53

このクラスの選手は、正常な上肢機能を持ち、腹筋と下部の背筋は機能しない。腹筋の機能を補うために、体幹を水平に近づけるといった様々なテクニックを用いる。一般的に加速の時には、体幹を下方に保持しておくための腹筋の機能がいないため体幹は膝から離れて起きる。駆動中、下方への自動的な体幹の運動はみられない。大抵の場合、代償機能を調整するために駆動サイクルは制限される。脊髄損傷の神経残存レベルT1-7と同等の活動制限がある。

T54

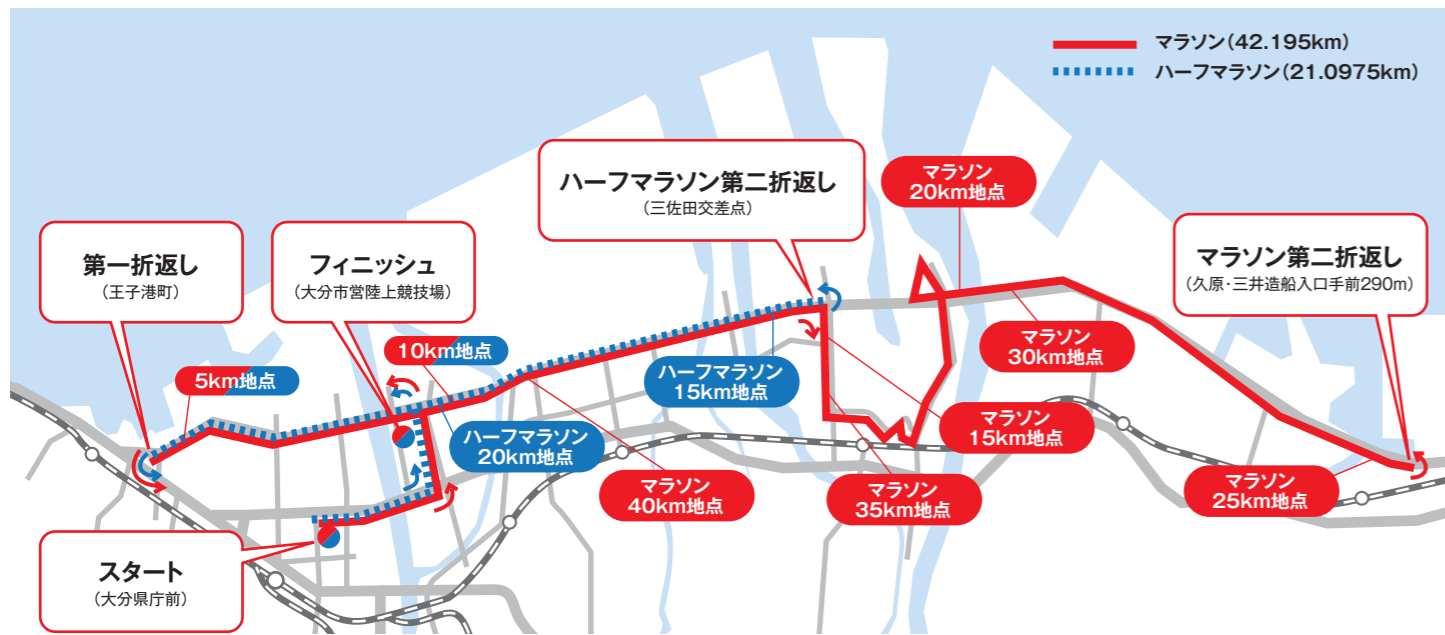
このクラスの選手は、正常な上肢筋力を持ち、体幹をコントロールする能力は部分的なものから正常までの幅を持っている。このグループの選手の中には有効な下肢の筋力を持っている選手もいることがある。リムに駆動の力が加えられた時に、体幹を下方に保持するための正常な体幹コントロールができる。大抵の場合、駆動時のサイクルはスムーズである。

車いす上で身体を起き上がり、回旋する筋力を加えることによって車いすの方向転換をすることができる。脊髄損傷の神経残存レベルT8-S4レベルと同等の活動制限がある。

(※)上記は、日本版クラス分けマニュアルから抜粋したものであり内容が一部異なる場合があります。詳しくは、日本パラ陸上競技連盟ホームページにて最新版をご参照になるか、大会事務局までお問い合わせください。

<http://jaafd.org/contents/code/committee3>

第39回 大会コースマップ



協賛

OMRON SONY HONDA 三菱商事 DENSO FUJITSU

新日本製薬 大分銀行 九電工 Canon アソウ・ヒューマニーセンター SHIPS Gibraltar ジブラルタ生命

清水建設 AI エーワン 公益社団法人 大分県薬剤師会 Oita Pharmaceutical Association マルミヤストア ANA JA共済 株式会社 別大興産

明野中央病院 東京海上日動 清流の郷 一生運のパートナー 第一生命 ジェイテック 鬼塚電気工事 phiten

日本生命 SAP Concur 豊川スポーツ財団 日本郵便 レッカーサービス24 株式会社 トリムライン YAHOO! JAPAN NIPPON STEEL

●本大会は、「赤い羽根共同募金配分金」の助成をいただいています。

お問い合わせ) 大分国際車いすマラソン事務局 大分県障がい者体育協会 TEL097-533-6006 / TEL097-506-2738

車いすマラソンホームページ) www.kurumaisu-marathon.com/

全国TV [地上波OBS] 及びBS-TBS 実況生中継!!

躍動

第39回 大分国際 THE 39th OITA INTERNATIONAL WHEELCHAIR MARATHON

車いすマラソン

2019 11/17 日 10:00 sun 大分県庁前START!

開会式 11/16 土 sat 16:00~ ガレリア竹町ドーム広場

開会式表彰式 11/17 日 sun 13:20~ 大分市営陸上競技場



MESSAGE

第39回大分国際車いすマラソン

大会会長 大分県知事

広瀬 勝貞



1981年の国際障害者年に世界初の車いす単独のマラソン大会としてスタートした「大分国際車いすマラソン」は、今では世界パラ陸上競技連盟の公認大会として、世界最多の車いすアスリートが集い、しのぎを削る世界最高峰の大会へと成長しました。

昨年の第38回大会には、海外15か国から45名、国内29都道府県から178名、計223名の選手にご参加いただきました。世界トップレベルの白熱したレースが繰り広げられる一方で、車いすマラソンへの初チャレンジを後押しするため、昨年創設した「ファースト・チャレンジ・アシスト」枠に出場した2名の選手がハーフマラソンで見事完走を果たすなど、歴史ある大会に新たな彩りを添えて、見応えのあるレースとなりました。

最も過酷なスポーツのひとつである車いすマラソンを通じて、自らの限界に挑むパラアスリートの勇姿には、沿道で声援を送る観客はもとより、世代を超えて世界中の多くの方々が深く感動し、勇気づけられ、希望を抱きます。

今年も、レースの随所で熱戦と感動のドラマが生まれ、また、国境を越えた絆が育まれるとともに、来年に迫った東京パラリンピックの開催に向け、障がい者スポーツの素晴らしさを大分県から世界に発信できることを願っています。

深まりゆく秋の味方も満載の“日本一のおんせん県おおいた”で、ぜひお会いしましょう。



日本一のおんせん県おおいた

第39回 大分国際車いすマラソン 実施要綱

1.目的	この大会は、日本国内及び外国・地域の身体に障がいのある方が車いすマラソンを通じて、希望と勇気をもって社会に参加する意欲を喚起するとともに、広く県民が障がいのある方についての関心と理解を深めることを目的とする。
2.名称	第39回大分国際車いすマラソン
3.主催(予定)	大分県・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟、大分市、大分合同新聞社、社会福祉法人大分県社会福祉協議会、大分県障がい者体育協会
4.公認(予定)	世界パラ陸上競技連盟(World Para Athletics) <p>(この大会は、WPA Approved Eventとして公認されている。マラソンについては、国際パラリンピック委員会(IPC)選手ライセンス登録が完了し、かつ国際クラスを保持する選手の結果及び記録のみ、WPAの公認対象となる。なお、ハーフマラソンの全結果は、WPAの公認対象ではない。)</p> 一般財団法人大分陸上競技協会
5.主管	株式会社大分放送
6.共催(予定)	外務省、厚生労働省、スポーツ庁、大分県教育委員会、大分市教育委員会、公益財団法人大分県体育協会、一般社団法人大分県身体障害者福祉協会、社会福祉法人大分合同福祉事業団、社会福祉法人太陽の家、社会福祉法人大分県共同募金会、公益社団法人大分県理学療法士協会、NHK大分放送局、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分オムロン株式会社、ソニー株式会社、本田技研工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社デンソー、株式会社本田技術研究所、株式会社富士通エフサス、富士通株式会社、新日本製薬株式会社、株式会社大分銀行、株式会社九電工、キャノン株式会社、株式会社アソウ・ヒューマニーセンター、株式会社シンプス、ジブラルタ生命保険株式会社、清水建設株式会社、株式会社エーワン、公益社団法人大分県薬剤師会、株式会社マルミヤストア、全日本空輸株式会社、全国共済農業協同組合連合会、株式会社別大興産、明野中央病院、東京海上日動火災保険株式会社、社会福祉法人わかば会清流の郷、第一生命保険株式会社、株式会社ジエイテック、鬼塚電気工事株式会社、ファイテン株式会社、日本生命保険相互会社、株式会社コンカー、公益財団法人笹川スポーツ財団、日本郵便株式会社、有限会社ドリームライン、ヤフー株式会社、日本製鉄株式会社
9.協力(予定)	大分県警察本部、陸上自衛隊第41普通科連隊、大分市交通指導員連合会、日本赤十字社大分県支部、国立大学法人大分大学、別府重度障害者センター、社会医療法人恵愛会大分中村病院、社会福祉法人農協共済別府リハビリテーションセンター、大分県障害者スポーツ指導者協議会、株式会社日本航空、九州旅客鉄道株式会社

10.日 時(予定)	令和元年11月16日(土) <p>8時00分～15時00分 選手受付・クラス分け(クラス分け要)(大分市宮陸上競技場)</p> <p>12時00分～15時00分 選手受付(クラス分け不要)(大分県庁舎)</p> <p>16時00分～16時20分 開会式(ガレリア竹町ドーム広場)</p> <p>16時20分～16時40分 パレード(市内中心部商店街)</p> <p>17時00分～17時30分 有力選手記者会見(ガレリア竹町ドーム広場)</p> 令和元年11月17日(日) <p>8時00分～9時20分 手荷物・生活用車いすの受付(大分城址公園)</p> <p>8時00分～9時20分 競技用車いすの検定、ロゴチェック(大分城址公園)</p> <p>8時00分～9時25分 ウォームアップ(大分市役所周辺)</p> <p>9時25分～9時45分 プレインアップ(大分市役所東側)</p> <p>10時00分 マラソンスタート(大分県庁前)</p> <p>10時03分 ハーフマラソンスタート(大分県庁前)</p> <p>13時20分～ 閉会式・表彰(大分市宮陸上競技場)</p> <p>18時00分～20時00分 交歓の夕べ(大分県庁新館大会議室)</p>
11.実施種目及びコース	マラソン(42.195km) ハーフマラソン(21.0975km) <p>大分市内(国際陸上競技連盟／日本陸上競技連盟公認コース)</p>
12.参加資格	令和元年11月17日現在、満14歳以上の者で下記の条件を満たす者とする。 <p>【マラソン】</p> <p>①国内選手については、身体障害者手帳を所持する車いす使用者、かつ日本パラ陸上競技連盟に登録した者で、主催者が認定した者</p> <p>②外国・地域選手については、車いす使用者、かつ各国の国際パラリンピック委員会に加盟した団体、又はそれに該当する団体に登録した者で、主催者が認定した者</p> <p>【ハーフマラソン】</p> <p>①国内選手については、身体障害者手帳を所持する車いす使用者で、主催者が認定した者</p> <p>②外国・地域選手については、車いす使用者で、主催者が認定した者</p>
13.参加料	マラソン5,000円、ハーフマラソン1,000円とする。
14.競技規則	World Para Athletics競技規則(大会開催日に適用となる最新のWPA競技規則)及び別に定める本大会申合せ事項による。
15.クラス分け	参加するすべての選手にWPA競技規則の広告に関する規程が適用される。 <p>(1)マラソン、ハーフマラソンとも、T51、T33/52、T34/53/54の3クラスに分ける。</p> <p>(2)クラス分けが必要な選手については、大分市宮陸上競技場において判定する。</p> <p>なお、この大会で行われるクラス分けは、日本国内では有効であるが、WPAの国際クラスとしては承認されるものではない。</p>
16.ドーピング検査	本大会では、ドーピング検査を実施する。
17.表彰	(1)マラソン・ハーフマラソンとも男女別・クラス別に1位から3位を表彰する。
18.申込方法	(2)マラソンにおいて一定以上の成績をあげた選手に対して、賞金を授与する。金額については、別に定める。 <p>(3)順位決定及び賞金の授与には、WPAにおける公認や選手登録の有無は影響しない。</p> 申込方法は以下のいずれかとする。 <p>①公式ホームページの電子エントリーフォームによる申込み。</p> <p>②参加申込書に必要事項を明記し、顔写真2枚を添付の上、大会事務局まで郵送またはメールにて送付する(当日消印有効。なお、メールによる参加申込書の送付の場合は、顔写真の画像ファイルを1枚添付すればよい)。</p> <p>①、②ともに、参加申込みの締切は、令和元年8月30日(金)までとする。</p>
19.競技中の事故	競技中の事故により負傷した場合、応急処置は主催者において実施するが、治療費は原則として選手の負担とする(健康保険証を持参すること)。
20.雨天時の取扱い	また、主催者において傷害保険に加入する。
21.大会中止基準及び緊急時の対応	雨天時においても原則として競技を実施する。
22.健康管理	別々に定める大分国際車いすマラソン危機対応マニュアルに基づき対応する。
23.個人情報取扱い	出走における健康管理については、自己責任とする。 <p>主催者及び大会事務局は個人情報保護に関する法令を遵守する。</p> <p>なお、取得した個人情報は参加資格の審査、プログラム編成及び作成、応援チラシ等の印刷物の作成、報道機関からの問い合わせ、広報活動、記録発表並びにその他競技運営に必要な用途に限り利用する。</p>
24.大会事務局	大会事務局は、大分県福祉保健部障害者社会参加推進室内、大分県障がい者体育協会に置く。
所在地	〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 TEL097-533-6006 FAX097-506-1736 大分国際車いすマラソン事務局メールアドレス kurumaisu-marathon@pref.oita.lg.jp 大分国際車いすマラソンホームページURL(アドレス) www.kurumaisu-marathon.com

大分国際車いすマラソン危機対応マニュアル

I 趣旨

このマニュアルは、大分国際車いすマラソンの中止基準及び緊急事案発生時の対応について、大会本部、関係者の対応に必要な事項を定めるものとする。

II 大会中止基準

- 大分地方気象台が、大分市に警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮)を発表したとき又は発表するおそれがあるとき。
- 県内で震度5強以上の地震を観測し、大分県に災害対策本部が設置されたとき。
- 県内に津波警報(大津波)が発表され、大分県に災害対策本部が設置されたとき。
- その他の災害で大分県に災害対策本部が設置されたとき。
- コース上で大規模な事故、事件、火災、ガス漏れ、水道管破裂、道路陥没、停電等により、レース運営に支障を来す事案が発生したとき。
- 全国瞬時警報システム(Jアラート)が発令され安全確保ができないとき。
- 国内で大災害が発生したとき、又は社会的に大きな事件等が発生したとき。
- ただし、上記(1)～(7)の場合であっても、大会会長が実施可能と判断し、大会を開催する場合がある。

III 判断方法(レース前)

大会事務局により、下記の日程で開催検討会議を逐次実施し開催の可否について検討する。

- なお、検討にあたっては、大会審判長及び大会技術代表の意見を反映すること。
- ①レース7日前
- ②レース前日… 午前10時
- ③レース当日… 午前 4時
- 最終決定は開催検討会議の結果をふまえ、大会会長が判断する。

IV 緊急事案発生時の対応

大会期間中に緊急事案が発生し、又は発生するおそれがある場合は、大会本部及び関係者において、事態に対処するものとする。

- 想定される緊急事案の種類

事案の態様	種 別
自然災害	①風雨 ②地震 ③津波 ④噴火 ⑤その他大規模な災害
大規模な事件	⑥弾道ミサイル発射 ⑦爆破 ⑧無差別テロ
	⑨毒劇物散布(異臭騒ぎ含む)
	⑩各事案の予告 ⑪不審物(者)の発見
大規模な事故	⑫爆発 ⑬火災 ⑭ガス漏れ ⑮水道管破裂 ⑯道路陥没
	⑰停電

- 対処行動

緊急事案が発生した場合は、迅速かつ的確に以下の措置を講ずる。

- ア 大会関係者等への情報伝達と避難準備

大会本部は大会関係者等に対し、発生した緊急事案を正確に伝えるとともに、混乱をきたさないよう、場内放送、無線及び携帯電話による周知、大会協力者の口頭、その他あらゆる手段により、大会関係者等に対して周知を図り、必要に応じて避難準備等を促すものとする。

- イ 選手及び観客への情報伝達と避難準備

緊急車両、最終通告車等によるアナウンス並びにコース付近での大会協力者の口頭など、その他あらゆる手段により選手及び観客に対して周知を図り、必要に応じて避難準備等を促すものとする。

ウ 救護活動

負傷者が発生した場合は、可能な範囲で身元確認に努めるとともに、安全な場所に誘導し、到着した消防(救急隊)に引き継ぐものとする。

- エ 避難誘導及び残留者の確認

避難誘導に際しては、避難行動の支障となる物品を撤去し、安全確保対策を行うとともに、自らの行動に制約のある障がい者、乳幼児等、避難行動要支援者に配慮を行いながら、誘導するものとする。

なお、避難誘導中に負傷者又は逃げ遅れた者を発見した場合は、大会関係者が相互に連携し、救護又は誘導に努めるとともに、対応が不可能と判断した場合は、速やかに警察・消防に引き継ぐものとする。

- オ スタート後のレース中止による選手の収容

コース上の選手を収容し、収容車ほかコース配置車両を総動員して大分市宮陸上競技場又は大会本部が指定する場所に帰着させる。

第39回 大分国際車いすマラソン 申合せ事項

本大会は、World Para Athletics競技規則(大会開催日に適用となる最新のWPA競技規則)及び大会申合せ事項により実施する。

- 本大会は、マラソン、ハーフマラソンを実施する。
- マラソンとハーフマラソンのスタートは、時間差スタートとし、時間差は3分とする(男女共通)。
- 競技者は、衣類及び車いすについて、WPA競技規則の広告に関する規程を遵守しなければならない。
- 競技者は、スタートラインからフィニッシュラインまで、コース内の決められた走路を走行する。
- 競技者は競技役員の許可を得て、かつその監督下にある場合は、コースを離れたことにより走行距離が短くならないことを条件に示されたコースを離れることができる。
- 本大会では、種目(マラソン・ハーフマラソン)、クラス又は性別の異なる選手の背後を5m以内の距離で追走する行為(ドラフティング)を禁止する。
- 競技者が走行中に他の競技者の走行を故意に妨害した場合は、失格とする。
- 競技者は、ヘルメットを着用しなければならない。
- 競技者が走行中に転倒した場合は、競技役員及び警察官による介助のみ受けられる。ただし、競技者に有利になるような介助は受けてはならない。
- 競技中における車いす修理の援助は、競技役員にかぎり許可する。
- 競技者は、走行中、腕章をつけた明確に識別できる公式医務員及び競技役員から競技中止を命ぜられたときは、直ちに競技を中止しなければならない。
- 競技者は、競技役員及び警察官の指示に従わなければならない。
- 競技者は競技中、下肢のいかなる部分も地面又はトラックに接触してはならない。
- クラス分けについては、別紙の国際クラス分け表による。
- 本大会では、ドーピング検査を実施する。
- 関門の制限時間を次のとおり設ける。

(マラソンの部)

5km地点……………30分00秒

15km地点……………1時間00分00秒

30km地点……………2時間00分00秒

フィニッシュ地点……………3時間00分00秒

(ハーフマラソンの部)

5km地点……………30分00秒

10km地点……………57分00秒

15km地点……………1時間27分00秒

フィニッシュ地点……………2時間07分00秒

制限時間を超えた競技者は、関門に到達していなくても、直ちに収容車に収容する。
- 水の供給については、次のとおりとする。

(1)給水所を次のとおり設ける。

マラソンの部……………10km、20km、30km、40km地点付近

ハーフマラソンの部…10km、20km(マラソン40km地点と兼ねる)地点付近

(2)主催者が用意するものは水だけとし、その他の飲料は用意しない。

(3)競技者は、主催者が設けた各給水所以外で他人から飲食物やスポンジなどを受け取った場合は、失格とする。なお、主催者が設けた場所では、競技役員の介助を受けてもよい。

(4)各給水所にて、競技者に対する霧吹きによる水の噴霧を行う。希望する競技者は各給水所にて競技役員に申し出ることとし、噴霧は競技役員が行い、各給水所以外の場所では行わない。
- 車いすについては、次のとおりとする。

(1)車いすは最低でも2つの大きな車輪と1つの小さな車輪から成るものとし小さな車輪は、車いすの前方になければならない。

(2)すべての車いすは、安全の目的から、機能的な(制動制御)ブレーキシステムを備えていなくてはならない。

(3)車いすのフレームのいかなる部分も前輪の車軸を超えて前方に突き出ていてはならず、さらにフレームおよびその付属品の幅はリムの傾斜面より広くてはならない。車いすフレーム底部の地面からの高さは、50cm以内とする。

(4)車いすのいかなる部分も後輪の最後部を結んだ垂直面から後方に突き出ていてはならない。

(5)後輪、前輪の直径は十分に空気を入れたタイヤを含んでそれぞれ70cm、50cmを超えてはならない。

(6)各大輪には平らで円形のプッシュリムをただ1つ付けることができる。ただし、この規則は選手受付時に実施するクラス分けの結果と技術代表の判断があれば、片腕で車いすを操作する競技者のためにこの規則を変更できる。

(7)車いすを推進するいかなる機械的ギアやレバーも使用してはならない。

(8)トラック及び道路競技ではミラーの使用を禁止する。

(9)機械的操縱装置は腕で操作するもののみ認める。

(10)競技者は前輪を手動で左右に動かすことができなければならない。

(11)フェアリングの使用又は空気力学的な能力を向上させるように特別に設計された車いすやそれに類似した装置の使用は禁止する。

(12)車いすは招集場で測定を受け、競技開始前にその場を離れることはできない。いったん検査を受けた車いすであっても、競技開始前または終了後に競技役員が再検査することがある。

(13)前述の全ての規則に従うのは競技者の責任であり、いかなる競技も競技者が車いすを調整するために遅れることがあってはならない。